

CONTENTS

第 20 回研究大会報告----- (1)	会員研究業績----- (14)
第 21 回研究大会自由論題報告募集----- (9)	新規入会員 (2015 年 4~10 月)----- (14)
東アジア近代史学会総会関係----- (10)	入会のご案内と会費納入のお願い----- (14)

第20回研究大会報告

今年度の研究大会は、2015年6月20日（土）・21日（日）、東京女子大学を会場として開催されました。初日は井口会長の挨拶に引き続き、4名の自由論題報告を行い、午後は歴史資料セッション「大学の保有する歴史資料の現状と課題」を開催しました。2日目は大会シンポジウム「『冊封・朝貢』体制再考－近代東アジアの国際秩序をめぐる外交と言説－」を開催しました。参加人数は、1日目68人、2日目77人でした。以下、歴史資料セッション、大会シンポジウムの参加報告と自由論題報告者による発表要旨を掲載します。

歴史資料セッション

大学の保有する歴史資料の現状と課題

高江洲昌哉(神奈川大学)

前年度に引き続き「大学の保有する歴史資料の現状と課題」と銘打った歴史資料セッションを開催することになった。かかる経緯は、企画者が趣旨説明で述べたことであるが、それを筆者なりにまとめると、前回は大学の保有する歴史資料が組織アーカイブズ（別名移管アーカイブズ…組織が作成・収受した資料）と収集アーカイブズ（別名、manuscript…人工的に収集されたコレクション）に分化し、論点が拡散した感があったので、論点を絞って議論をしたいというのが今回開催の目的といえる。

では、その論点とは何かといえ、大学の個々の研究者（または機関）が集めた資料が、どのようなルールのもと、管理・公開されているのか、またはどのような問題を抱えているのか、そうした議論の場を設定するということにある。もう少しきつい言い方をすると、「研究者は集めた資料をきちんと管理し、公開のための方策を講じ（学会、または市民社会のための共有財産とする意識をもっているのか）、退職後も視野に入れた長期的な継承のルールを設定しているのか、それらを公開の場で議論しましょう」ということであろう。

それでは、各報告の要旨を紹介すると次のようになる。

伊藤報告は、山口県立大学が所蔵する桜園寺内文庫の来歴を説明し、山口県立大学が所有することになった経緯を説明しつつ、山口県立大学が単独の継承者にならず、複数機関に分散したことも説明し、公開戦略と連携ネットワークの課題について述べる内容になっている。また、桜園寺内文庫の設立者に由来する「植民地支配」の過去が現状にも若干の影響を与えているように、所謂「負の遺産」の積極的活用が論点としてある。また個人の献身的努力から、委員会方式に移行したので、その効果的運営が今後の課題という内容で

あった。

藤原報告は、未来の利用者にも安定的に提供するため、利用の拡大と長期的な資料の保存をはかる手段として、現物利用ではなく、DBで情報提供に踏み切った早稲田大学の古典籍総合DBの構築作業について報告したものである。上記の理由から「恣意的」な部分提供にならないよう、「悉皆」に重点を置いたことが述べられた。報告者からは、人員や予算など安定的な環境が保障されているわけではないこと、また、「早稲田だからできた」という反応ではなく、少しでも、他機関との結びつきができるようにしてほしい旨の報告であった。

原報告は、法政大学史学科が所蔵することになった、蘭学史の基礎を築いた板澤武雄資料の整理過程について述べたものである。いくつかの課題を抱えながらも、一定の成果を出すまでの過程を説明したもので、経費も人員も限られた環境の中（実際の報告では、作業日数と人数を提示したので作業の具体像が分かりやすかった）での一つの成果として位置付けられる内容であった。

岩壁報告は、宮内省が所蔵している『秘書類纂』がどのような経緯で公開になったのか、ルールが制定されると、明確な非公開の理由がないと公開せざるをえないという組織における公開の基準を述べることで、個々の研究者の対応に任せている大学所蔵歴史資料公開に何らかのヒントになることを期待した報告になっている。

全体討論では、連携の必要性、インターネットによって可能になった点を最大限に利用していったほうがよいなど、物理的に無理なことが多いことは確かであるが、少しでもできることからやっという雰囲気をつくることに力点があったように思えた。インターネットで可能になった点も多々あり、電子化の利点も重々承知しているが、総合討論で所澤氏が述べたように、そのことが原本軽視にもつながるということを忘れるべきではない。電子化の活用と原本保存の意識強化という、難しい理念の両立が今後の課題といえよう。その他、会場でも発言があり、大会開催での井口会長が述べたように、文科省の国立大学の文系整理のような環境が今日の歴史学を取り巻く環境である。こうした環境の中、目にみえる成果、または持続的に成果が出ていることを是とする風潮は、成果の情報発信という戦略とは親和性はあるが、もう一方で成果がすぐに出ない地道な基礎作業は情報発信とつながることが難しいところもある。文系研究者にとって、本意ではない環境であるが、逆境を好転への分岐点として捉えるのか、それとも、そのまま衰退の入り口と捉えるかは、こうした危機感を共有した者たちの今後にかかっているであろう。

鈴木哲造(中京大学)

2015年6月20日(土)、第20回東アジア近代史学会研究大会の第1日目、午後の部において歴史資料セッション「第2回大学の保有する歴史資料の現状と課題」が開催された。檜山幸夫氏(中京大学)の司会のもと、まず岩壁義光氏(法政大学)による趣旨説明が行われ、伊藤幸司氏(九州大学)「桜圃寺内文庫と寺内正毅関係資料」、藤原秀之氏(早稲田大学)「歴史資料の保存とデジタルアーカイブ～古典籍総合データベースを例として～」、原京子氏(法政大学大学院)「板澤蘭学資料の公開について」、岩壁義光氏「伊藤博文文書『秘書類纂』の公開」の四報告を経て、総合討論が行われた。

岩壁氏の趣旨説明によれば、本セッションは、昨年度大会の歴史資料セッション「大学

の保有する歴史資料の現状と課題」で得た「大学の保有する歴史資料が極めて多種多様であり、さらに歴史資料についての認識もまた一様ではない」という認識を踏まえて、さらなる実態の把握を目指したものである。その根底には、行政機関や大学のアーカイブズの保管・整理・公開の動きが進むなかで、大学に数多く残された、教員が研究のために収集した資料や寄贈などによる歴史資料の実態と問題点について十分な理解や認識がなされているとは言い難いという問題意識があった。

伊藤報告では、寺内正毅が蒐集した蔵書・和装本・洋装本・写真帳・朝鮮本・朝鮮古文書などのコレクションを中心として、正毅の故郷宮野に設けられた私設図書館である桜圃寺内文庫の設立経緯、戦後から現在にかけて文庫旧蔵資料が山口県立大学・山口県立図書館・国立国会図書館憲政資料室・防長尚武館・学習院大学史料館・慶南大学校（韓国）に分散して所蔵されていった過程、並びに同氏が山口県立大学在職中に従事した同大附属図書館所蔵寺内文庫の整備作業の経過と現状について述べられた。現在、寺内文庫のコレクションは、目録も整備され、原則として公開されるにいたっている。だが、附属図書館は、専任職員がおらず、和装本・洋装本・古文書などの取り扱い経験に乏しい非常勤職員をもって維持されており、今後どのように文庫の管理運営を行っていくのかが課題として提示された。

藤原報告では、早稲田大学図書館が 2005 年度から始めた「古典籍総合データベース」の構築作業の経過と今後の展望が述べられた。この古典籍 DB は、同館が所蔵する 30 万点以上の古典籍と、今後新たに収蔵するすべての古典籍を対象としたものである（ここでの「古典籍」とは近現代に刊行され流布してきた一般の書籍以外の資料全般の総称を指す）。古典籍 DB へは国内外から相当数のアクセス（毎月 150 万件前後）があり、非来館型図書館サービスとして十分に機能していることから、該 DB の公開は資料の利用と保存という一見相反する要望にある程度は応えられていることが述べられた。そして、今後の展望として、所蔵資料を電子化していくことを主眼とした「データ集積型」DB から、既存の研究成果とリンクさせたり、収載資料を用いた研究の促進をはかったりする「活用・蓄積複合型」DB への変化と、他機関が整備するデジタルアーカイブとの連携が提言された。

原報告で取り扱った「板澤蘭学資料」とは、著名な日蘭交渉史研究者であり、1952 年より法政大学で教鞭を執った板澤武雄氏の蔵書またはそれに関連する蘭学関係の資料群であり、かつ法政大学文学部史学科所蔵・管理下にあるものをいう。原報告では、1962 年に法政大学文学部史学科が一括購入して以来、50 年近く「死蔵」状態となっていた「板澤蘭学資料」に関し、同大史学科の関係者（原氏を中心とした臨時職員や院生）により 2007 年度から整理作業が始められ、仮目録の作成並びに同大史学科専任教員の立ち会いのもと誰もが資料を閲覧できるにいたる経緯と、少ない予算と人員のもとで行われた整理作業において直面した課題をどのように解決していったのかという体験談が述べられた。

岩壁報告は、大学の保有する歴史資料の公開との比較という観点から、宮内庁書陵部における伊藤博文文書「秘書類纂」の公開について、公開業務に携わった担当官としての経験をもとに論じたものである。ここでは秘書類纂が伊藤家から宮内省に寄贈された経緯とその後の保管状況が明らかにされ、情報公開法の公布により、秘書類纂の取り扱いについて存否を含め従来のまま非公開としておく合理的な説明は不可能とする見方が宮内庁書陵部内において強まったことが公開を促した要因であることが指摘された。

総合討論では、まず学習院大学史料館の長佐古美奈子氏より発言があり、同館には寺内の資料だけではなく、板澤の資料も所蔵しており、今後相互にどのように連携していくのが課題であることのほか、同館は学内で「ゴミ」のように扱われている資料を集め整理しているが、担当者が退職してしまったら再び「ゴミ」に戻ってしまうのではないかとという危機感が述べられた。このほか、フロアーからは、大学の教員が集めた資料を残していくためには、①教員が研究のために集めた資料をなかなか公開しない、継承もしないという独特の研究者文化を打破していくこと、②教員の研究内容や収集資料を大学に報告していくシステムを構築し、その活用が大学として独自のアピールにつながることを大学側に認識させていくこと、③将来的に共通の統合されたデジタルアーカイブが構築されることを予期して、いまから個々の研究者がそれぞれ収集した資料を整理する際に依拠する共通のメタを確立しておくことが必要との意見が出された。

個人的には、今後、大学の教員が収集した資料を残していくには、やはり教員自らが大学や社会にその資料的価値をあらかじめ理解させておく努力を行うことが前提となると感じた。その際、当該資料が教育上あるいは社会啓蒙上、有用であることをアピールすることもまた重要であろう。例えば、伊藤報告で紹介されたように、寺内文庫の整備過程で学生が主体となって企画する「寺内正毅を巡る徒歩ツアー」やオープンキャンパス時に寺内資料展示会などが催され、地域の人々に寺内文庫を知ってもらおう活動が取り組まれていたことは示唆的である。こうした試みを通じて、当該資料への社会的な関心が高まれば、大学側もまた資料それ自体あるいは資料の受け入れについての認識を変えざるを得ないのではなかろうか。

大会シンポジウム

『冊封・朝貢』体制再考－近代東アジアの国際秩序をめぐる外交と言説－

古結諒子(お茶の水女子大学)

本シンポジウムは、主に周辺国側による「冊封・朝貢」像とその背景に関する多様な研究成果を知る機会となった。最初に司会の青山治世氏によって趣旨説明がなされた。

第一部は、周辺国による「冊封・朝貢」に対する同時代的な解釈を探ろうとする報告内容であった。大澤博明氏は、日本が清朝や朝鮮とどのような関係を構築しようとしていたのか概観し、清朝の朝鮮併合説と日清開戦との関連性を報告した。酒井裕美氏は、開港期朝鮮の外交戦略を明らかにする一環として、朝清商民水陸貿易章程(1883年)第3条の成立過程や運用などについて検討した。望月直人氏は、ベトナム阮朝と中国清朝間での冊封儀礼の中で、ベトナムが独自の儀礼形式を有していた点に注目した。

第二部は、「冊封・朝貢」が残像となった段階でいかに記憶されたのかを追う報告内容であった。青木雅浩氏は、清朝－モンゴル関係に対するモンゴル知識人とソヴィエト・コミンテルンの捉え方の相違が、1920年代前半の外モンゴル政治情勢に影響したことを追った。小泉順子氏は、ラタナコーシン朝王朝年代記が過去の朝貢をどのように叙述したのか、編纂物に対する校訂方法および叙述方法の相違を歴史的段階ごとに検討した。そして最後に茂木敏夫氏は、中心・周辺相互の視点や動態的な検討を取り込むことが、全体像を描く上で重要であることを指摘し、また、現代の中華世界秩序論の新段階にも言及した。

報告の後、コメンテーターである岡本隆司氏や三谷博氏からは、「冊封・朝貢」側から

西洋近代への問いかけや、小中華の考え方をヨーロッパに当てはめるなどの新たな問題設定を求める発言などがあつた。そして、フロアからの質問も多種多様であつた。だが、これらには共通する論点も多く見られた。今回のシンポジウムで特徴的に浮かび上がったと思われる点に、言及してみたい。

まず、史料上の表記・表現方法に立ち戻る重要性である。三谷氏が述べた通り、19世紀は二国間関係が西洋の導入によって多極化する時代である。だが、どのように多極化するのか、この過程を上手く論証するにあたり、いくつかの報告では20世紀で用いられる国際法的用語で史料を分析、解釈するよりも、19世紀の史料上の表現それ自体を活かした方が、良かったのではないかと考えられた。岡本氏が指摘した東アジアにおける西洋近代の概念の成立や三谷氏が言及した主権概念の導入をめぐる問題を再考することにもつながるであろう。

次に、史料的偏向や特性などを生み出す諸関係の仕組みや背景に注目する重要性である。一つの物事に対する語り方は、電報など数行の記述レベルから、条約の翻訳、編纂物など全ての史料によって異なる。こうした記述の差異は、史料作成者が読み替えや翻訳して表現する、または敢えて史料上残さないことで生じる。いくつかの報告内容やフロアからの質問は、記述内容の信憑性の追求や、表現上の相違（例：国ごとの捉え方の相違、国内と国外に向けた説明の相違）それ自体に関心が寄せられていた。だが、個人的には、表現上の相違を生み出す史料作成者の意図や姿勢、制度といった背景の解明や、指摘された事実に対する歴史的意義に興味を抱いた。

そして、上記のことに関連するが、新たな関係の形成、という観点を加える重要性である。小泉氏や青木氏の報告からは、辛亥革命を経た後、清朝との歴史的関係の再解釈を通じて、タイ、モンゴル、ソヴィエト・コミンテルンが自らを国際社会にどのように再定置しようとしたのか、同時に、中国とどのような関係を構築しようとしたのか、という観点を加えられると感じた。要するに、20世紀における「冊封・朝貢」問題である。このことは、三谷氏が述べた、翻訳の齟齬で発覚したトラブルをどう処理するのかという研究や、システムが崩壊してもその残像が残る点、茂木氏が指摘した動的に捉えることにも重なる。

東アジアにおけるこうした課題を一つひとつクリアにしていくことは、両コメンテーターが提起した、西洋への問いかけという課題を扱う前提作業となる。近年、東アジア近代史学会がテーマとする、第一次世界大戦期における国際関係の再検討にもつながるのではないだろうか。19世紀の「冊封・朝貢」はどのような変貌を遂げて、地球的規模で変動が生じる20世紀に姿を現したのか。来年のシンポジウムを心待ちにしたい。

森万佑子(日本学術振興会特別研究員)

本シンポジウムは、近年の中国の台頭と共に、東アジア国際関係を論じる上で益々関心を集めている「冊封・朝貢」体制について、その学說的整理の不十分さを踏まえ、今一度「冊封・朝貢」体制の実態を問い直そうという目的で開催された。まず、青山治世氏による趣旨説明が行われ、続いて「冊封・朝貢」体制が存在していた時期に中国と近隣諸国間でそれがどのように機能していたかを扱う「第一部 東アジア外交における『冊封・朝貢』像」に移った。

第一報告の大澤博明氏「日本の東アジア秩序構想と清・朝宗属関係」は、まず日本政府の東アジア秩序構想を列国（清・英・露・仏）との提携と朝鮮をめぐる勢力均衡政策を志向したものであったと位置づけ、それゆえに日本政府は清が朝鮮出兵の理由に宗属関係を持ちだしたことで清の朝鮮併合策を警戒したとし、清の政策が朝鮮を併合するものにみえたことが日本の朝鮮出兵に影響を与えたことを考慮すべきだと指摘した。

第二報告の酒井裕美氏「開港期朝鮮の沿海漁業権をめぐる外交政策：朝清商民水陸貿易章程第三条を手がかりに」は、清の漁船の犯越をめぐる清の対応において朝鮮側の責任追及が徐々に増大していく史実を踏まえた上で、朝清商民水陸貿易章程の締結交渉およびその沿海漁業権を位置づけることで、朝鮮からみた「戦略的」な対清交渉の一面を論じた。

第三報告の望月直人氏「『冊封』と『邦交』の対峙：清朝・阮朝間における冊封儀礼に関する初歩的考察」は、ベトナム阮朝が独自の冊封儀礼を行おうとして中国清朝との間で交渉を展開したことを明らかにし、ベトナムの君主が偉大な「他者」である中華と争うことで自らの地位を高めようとする狙いがあったのではないかと指摘した。

午後には「朝貢・冊封」体制が過去のものとなった際に、それがいかに記憶され語られたかを議論する「第二部 『冊封・朝貢』という‘過去’をめぐる言説」が行われた。第四報告の青木雅浩氏「モンゴル人民共和国における清朝・モンゴル関係」は、他地域のように「冊封・朝貢」を読み変えず、清朝による支配と記憶するモンゴルでは独立のための国家建設を最重要課題とするがゆえに、清朝支配時代の統治システムを継承し清朝と関係が深い勢力とも協力したが、他方でソ連からの不信を買い政治状況の混乱を惹起したと論じた。

第五報告の小泉順子氏「タイ史における朝貢をめぐる叙述」は、漢字を共有しないタイにおいて、ラタナコーシン朝王朝年代記の叙述を例に、19世紀末の朝貢関係が終わったあとで、その史実を表す「属国」をタイ語では何の意味ももたない「chim kong（進貢）」と翻訳・表記することで、「属国」という直接的な意味を伝えず、朝貢は貿易を目的とする対等関係であったと記憶されたことを明らかにした。

第六報告の茂木敏夫氏「『朝貢・冊封』の語られる場」は、「朝貢・冊封」の新しい論じ方として①中国王朝と周辺諸国との具体的な交渉が行われる場、②①の交渉を中華の秩序として語り制度に組み込んでいく場、③同時代や後世の他者からの問いかけに対して語る場の三つの場を提案することで、「冊封・朝貢」体制を中心・周縁それぞれの多様な眼差しを意識しつつ、動的なものとして語る必要性を指摘した。

以上の報告へのコメントとして岡本隆司氏は、「冊封・朝貢」は「礼」・「挨拶」であるため、各報告で示されたような当事者間の内心・思惑の違いはあって当然であるが、西洋近代の存在によりその齟齬が意識化・言語化されるようになったのであり、そういった意味で「冊封・朝貢」は西洋近代があってはじめて存在したと整理した。他方、三谷博氏は、本シンポジウムが「冊封・朝貢」の19世紀以降の問題を、さらに中国と周辺のそれぞれの世界像から東アジア秩序を論じていることに意義があると評価した上で、「冊封・朝貢」の二国間関係における解釈のズレや誤訳処理について、また中心である中国への反抗形態について疑問を投げかけた。

最後に個人的な感想を付け加えれば、各報告で中国との二国間関係の表現にしばしば用いられた「対峙」「ジレンマ」「せめぎあい」などという場に、「冊封・朝貢」関係の実態や

秩序維持の原動力がみられると改めて考えさせられた。そして、茂木敏夫氏が提唱する『「朝貢・冊封」を語る三つの場」からの研究は、そうした「冊封・朝貢」の実態や原動力を明らかにする有力な導きとなるだろう。今後の研究のさらなる深化を期待したい。

自由論題要旨

海軍の歴史編纂と『西南征討志』

鈴木隆春(独立行政法人国立公文書館)

西南戦争の後、海軍は『西南征討志』という史書を編纂した。本報告では海軍における『西南征討志』の編纂過程を明らかにする。これによって、これまで明らかにされてこなかった、当時の海軍における歴史編纂について考察したい。

西南戦争終結後、陸海軍と太政官はそれぞれ西南戦争に関する記録を編纂した。海軍では、海軍省記録課(以下、記録課)が担当した。

明治 11 年、太政官と海軍省はほぼ同時に史料収集を開始した。しかし、修史館が海軍省に史料の提出を求めたため、記録課の編纂作業は一時的に停止した。

明治 13 年、記録課が歴史編纂を担当することが正式に決定されたが、当時の記録課は人員が不足していた。明治 14 年、記録課は、作業の煩雑さと人員不足を海軍卿に報告した。しかし、人員増加の他に対応策は示されず、従来の編纂方針が維持された。明治 15 年、記録課で新たな編纂計画が作成された。そして、明治 16 年 12 月 21 日、『西南征討志』の初稿が完成した。

海軍省における西南戦争に関する歴史編纂は、いくつかの問題があった。問題点の多くは、当時の海軍省が初めて史書の編纂を行ったことに起因すると考えられる。

また、後に海軍で編纂された戦史と比べて、『西南征討志』では戦訓抽出など、軍における教育的な側面に対する関心が見られない。記録課の職掌から考えて、『西南征討志』の編纂は、当時の公的機関による記録の編纂作業の範疇に含まれるものだったといえる。

今回の報告では主として史書の編纂過程について言及したため、内容の検討が必要である。また、他の機関との比較検討も必要である。これらは今後の課題としたい。

質疑に際しては、次のようなコメント、質問があった。まず、陸軍の編纂過程との比較の必要性について指摘があった。また、陸軍の編纂過程との比較を通じて、当時の陸海軍の関係を分析する余地がある点も指摘があった。

質疑では、『西南征討志』の編纂における、海軍省の編纂目的や編纂要綱の有無に関して質問があった。記録課で作成された編纂方針は、編纂の過程で作られたもので、編纂作業の前提となる編纂要綱は存在していなかったと考えられる。

また、陸海軍の編纂作業に関連性が見いだせるかという質問があった。陸軍との関係を示す史料はほとんど見られず、海軍が陸軍の編纂作業を視野に入れていたとは考えにくい。

日清条約改正交渉の中での内地旅行問題 —明治 10 年代の在留清国人を中心として—

趙国(早稲田大学大学院)

本報告は、明治 10 年代の日本における清国人の内地旅行問題を、日清条約改正交渉との関係から考察したものである。この時期における日清関係史は、琉球・朝鮮をめぐる国

際関係や、清国での日本の内地通商の獲得などの問題が中心となり、日本での清国人の内地旅行については、ほとんど取り上げられていない。

清国人には、明治 19 年に欧米人同様の内地旅行が認められるまで、許可・禁止の方針が繰り返された。本報告では、以上のような方針転換に注目しながら、清国人の内地旅行が、日本が与える「譲与」として日清条約改正の交渉手段であったことと、その論理的な背景として条文の解釈をめぐる「条約の多義性」問題があったことを明らかにした。

清国人の内地旅行問題に関する公使何如璋と外務卿寺島宗則との談判で、「規定外の内地旅行」の解釈問題が浮上した。日清間の条約では、遊歩規定・内地旅行規定を特に設定せず、「仕来りの規則（旧章）」によることとし、解釈の余地は大きかった。つまり、日本側は、欧米との条約上に規定された 10 里の遊歩のみを仕来りとし、内地旅行の許可は条約外の恩給であると主張した反面、清国側はすでに外国人に日本の内地旅行が許可されている慣例から、それを清国人にも適用すべきであると主張したのである。

清国人の内地旅行禁止は明治 19 年まで続いたが、雇い清国人や清国人官吏の内地旅行は許可されるなど、禁止方針の例外的な事例が散見される。結局、明治 19 年、清国人官吏方楡の内地旅行許可を契機に、清国人にも欧米人同様の許可が出されることになった。これは、当時北京で日清条約の改正交渉中であった塩田三郎にもすぐ通知されたが、塩田は、改正交渉における日本の唯一な譲歩条件の消失に「遺憾」を表明した。さらに、改正談判において、清国人の内地旅行禁止が、逆に清国側の抗議手段になったこともあり、改正案交渉が行われた明治 20 年・21 年に至っては、譲与条件として出された内地旅行案を、日本自ら引き下げることになった。

報告後、続く質疑応答では、明治 19 年の日清条約改正交渉の段階で、清国側が内地旅行に関する問題を提起した具体的な原因や背景について更なる検討が必要であるとのコメントがあった。

帝国馬政の形成と植民地 —台湾馬政計画(1936~1945 年)を中心に—

岡崎滋樹(立命館大学大学院)

本研究は、戦時資源開発という文脈では高い関心が向けられてこなかった馬匹資源を扱い、内地と外地(朝鮮、台湾、樺太)で馬の増殖・改良を図る帝国馬政構想に着目した。その中でも台湾馬政計画(1936~1945 年)を取り上げ、馬の普及を見ない台湾が帝国馬政に組み込まれたことに、外地を巻き込んだ戦時資源開発の特徴を見出した。

報告に際しては、台湾が帝国馬政に組み込まれていく過程を、①「外地計画の構想」と②「台湾馬事調査の実施」、③「台湾馬政計画の立案」の順で時系列的に追っていく方法を採った。まず、①「外地計画の構想」では、農林省と陸軍省を主とする馬政調査会において、外地計画の構想が浮上した背景を明らかにし、内地の官僚がいかにして外地の実態を深く考慮しないまま机上で立案していたのかを示した。つぎに、②「台湾馬事調査の実施」では、農林技師・佐々田伴久が行った台湾調査(1934 年 5 月)を検討し、佐々田が作成した楽観的・希望的な報告書と台湾総督府側の見解の違いを紹介し、内地技術者による外地調査の限界を示した。そして、③「台湾馬政計画の立案」では、中央の要請を受けて台湾総督府が不可能を承知で作成した壮大な計画案を、批判・修正もせずに可決する馬政調査会の問題を指摘し、内地立案機関の実態を示した。そして、台湾の事例を通じて、中央の官

僚が主導する形式的な調査と立案、および中央の外地に対する関心の低さが露呈され、外地を巻き込んだ壮大な戦時資源開発計画を立案するにあたって、以上の実態がいかに大きな影響を及ぼしていたかを提示した。

フロアからは、他の資源と比較した場合、台湾馬政計画の杜撰さは特殊な事例ではないかという質問を頂いた。それについては、たしかにかかる実態が検証されたため、今後はより大きい枠組みの中に台湾馬政の特殊性を明確に位置付けたいと回答した。また、台湾で馬がどの程度普及したのかという質問については、史料で確認する限り全島規模の普及ではなく一部の内地人移民と本島人の間で使用されるに止まっており、馬政計画も統計では失敗に終わっていたことが判明すると回答した。

邵爽秋と1930年代の念二運動

刁成林(立命館大学大学院)

1933年は「国貨年」と言われる。上海の都市空間において、商工界は国貨展覧会・国貨公司・国貨紹介所などの形で国貨提唱運動を発足させた。同年、上海滬西の大夏大学教育学院院長である邵爽秋は、手工土貨を中心とする念二運動を提唱してきた。本報告は念二運動にかかわるパンフレット、『申報』などの新聞記事や雑誌評論を利用し、潘君祥の「洋貨」・「国貨」概念と金丸裕一の「参国貨」概念を踏まえた上で、社会経済面から邵爽秋が土貨を提唱した構想、その実践としての念二運動の歴史的な展開過程を分析しておきたい。

念二運動の「念」は「廿」の発音と同じ、「紀念」の意味も含んでいる。運動は「土貨を提唱、社会節約を実行、社会生産に努力、国民経済を発展、民衆生活を改善、中華民族の復興に助力する」を目指していた。運動の理論構想に従って、1933年12月に具体的な組織として滬西念二社が設置された。そのうえ、1935年8月に念二運動促進会を主催機関として、上海市教育局、大夏大学と共同で大夏大学の付近に滬西民生教育実験区を成立させた。しかし、土貨紹介所などの経済組織が設置されたとしても、教育を補助するという性格である。そのため、評価もまちまちであり、限界もある。

なぜ念二運動という土貨提唱の現象が浮き上がってくるのか。これは、邵爽秋の民生教育思想という要素の他に、1930年代前半に中国の農村経済復興の潮流、都市空間の国貨運動そのものに疑念が受けられた要素とも関係している。そして、この伝統的な手工業部門と近代的な工業部門とが共存現象に近代中国社会経済構造の二重性をも現れた。

以上の報告に対し、①運動が具体的にどのような範囲で展開したのか、②邵氏思想の影響はいかなる範囲であるのか、③近代中国社会経済構造という概念とは何か？かつ運動そのものとどのように結びつけるのか、について質問が出された。①については、上海滬西、特に大夏大学の周辺くらいである、②については、運動は主に上海滬西で展開したが、思想方面は上海以外の地域にも広げた、③については、確かに不十分であるので、今後の検討課題としたい旨回答した。

第21回研究大会自由論題報告募集

第21回(2016年度)大会自由論題報告を募集しています。第21回大会は、2016年7月2日(土)、3日(日)(例年とは異なります)の両日に國學院大學で開催する予定です。報告希望者は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。その際、氏名・所属・連絡先・

論題名を明記してください。1月～3月の月例研究会にて、プレ報告を予定しております。詳細は事務局よりの返信にてご確認ください。

なお、ご不明な点、ご質問等は学会事務局まで FAX またはメールにて直接お問い合わせ下さい。あわせて学会ホームページもご参照ください。

連絡先： 麗澤大学櫻井研究室

〒277-8686 千葉県柏市光ケ丘 2-1-1

TEL 090-9315-8574 E-mail modern_east_asia_jm@hotmail.co.jp

申込期限：2015年12月11日

東アジア近代史学会総会 議事録

2015年度 第20回 東アジア近代史学会総会 議事録

日時：2014年6月20日（土） 17時30分～18時

場所：東京女子大学安井てつ記念ホール 24202 教室

出席者：38人

議長：堀内暢行会員

議題：

【審議】

(1) 2014年度活動報告（案）について

- ・2014年度活動報告（案）が櫻井事務局長によって報告が行われた。

(2) 2014年度決算（案）について

- ・2014年度決算（案）が柏木常任理事によって報告が行われた。
- ・春山監事により、監査報告が行われた。

(3) 2015年度活動方針（案）について

- ・2015年度活動方針（案）が櫻井事務局長によって報告が行われた。

(4) 2015年度予算（案）について

- ・2015年度予算（案）が柏木常任理事によって報告された。

(5) 規約の改正について

- ・規約の改正が櫻井事務局長によって報告が行われた。

(7) その他

特になし。

以上につき、すべて承認された。

【報告】

(1) 2016年度研究大会開催校について

櫻井事務局長より、國學院大学に決定したことが報告された。

(2) 東アジア近代史学会規約改正にともなう措置について

櫻井事務局長より報告が行われた。

(3) 『東アジア近代史』執筆要項全文改訂（投稿規定制定）と発行時期年度内化について

櫻井事務局長より報告が行われた。

(4) その他 特になし。

規約の改正について

総会において承認された規約の改正内容は下記の通りです。(下線部の追加)

(経費)

第八条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入によってまかなう。

二 本会の会費は、総会において決定する。

三 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

附則

(施行)

第十条 本規約は、一九九五年一二月八日より施行する。

二 本規約は、二〇〇六年六月二四日より施行する。

三 本規約は、二〇一四年六月二一日より施行する。

四 本規約は、二〇一五年六月二〇日より施行する。

2014年度の規約改正にともなう措置について

昨年度の総会において、会費未納者の退会手続きに関する規約改定が承認されたことにもなう具体的な措置は下記の通りです。

- ① 本会規約第三条第三項に規定する「3年度分以上の未納者」とは、前年度の終了日(3月31日)の時点で、当年度・前年度・前々年度の納入のないもの。
- ② 退会承認手続き
 - (1) 2年度分滞納者に対する3年度目10月ころにおける退会手続き発動予告(2015年10月頃に2013年度以前未納者を対象に行う)。
 - (2) 4月以後の直近の常任理事会において退会承認手続きを行う。
 - (3) 常任理事会承認後に退会手続き処理発動のお知らせ、再入会の案内をする。
 - (4) 退会承認にあたって未納分の請求権は放棄する。
- ③ 送付物との関係
 - (1) 『東アジア近代史』(6月発行、前年度3月31日付)
現在は会費納入のない場合でも3年間送付しているが、今後は会費納入者に対して送付することとする。
 - (2) 例会案内、ニューズレター、大会案内は3年間送付する。
- ④ 会籍の維持および再入会
 - (1) 会籍保持者が未納分会費を納めた場合、未納発生年度から充当するものとし、納入年度分に相当する会誌を送付する。
 - (2) 会籍を失った者が新たに会費を納めた時には再入会とみなす。
- ⑤ 経過措置(2012年度以前に会員となったものに対する1回切りの措置)
 - (1) 2012年度以前未納分の請求権については放棄し、再入会を勧める。

『東アジア近代史』執筆要項全文改定(投稿規程制定)について

総会で報告された『東アジア近代史』投稿規程は下記の通りです(施行は来年度)。

『東アジア近代史』投稿規程(2015年6月制定)

- 1 会誌『東アジア近代史』に投稿できるのは、本会会員に限ります(但し依頼原稿はその限りにありません)。投稿論文の原稿は日本語による筆者オリジナルの書き下ろしの

ものとしします。

2 原稿の分量は、以下の通りです。(図・表・注を含む。)

論 文…20,000 字以内 研究ノート…12,000 字以内

史料紹介…12,000 字以内 書 評… 4,000 字以内

3 原稿は完全成稿とします。原稿はA4サイズ1枚につき縦書き、40字×30行で入力してください。なお、手書き原稿での投稿はご遠慮ください。

4 原稿は電子データとプリントアウトした原稿1部をご送付ください。電子データはテキスト形式、ワード、一太郎の何れも可です。必要に応じてエクセルの表も使用可です。

5 字体は、原則として新字体とします。特別な場合を除き、史料引用にある合字、変体仮名、異体字は、カナ、現在通用している字体に戻して引用してください。

6 年号は西暦(漢数字)を原則とします。元号を用いる場合は括弧()で西暦も表示して下さい。

[例 一九四五年・一九四五(昭和二〇)年・昭和二〇(一九四五)年]

7 注は、本文末尾に一括して掲げてください。

8 注番号は、本文該当箇所の右脇に(1)、(2)、…のように付します。末尾の注も(1)、(2)、…で記述してください。もし不可能な場合は、word等の文末註機能を使用してもかまいません。

9 写真図版(モノクロ)の掲載は可能です。

10 原稿は本文と図版、表と分けて提出してください。本文原稿に赤字で図版、表などの掲載箇所を指示してください。ただし、掲載は編集の都合で前後する場合があります。

11 校正は、原則として2回です。

12 論文執筆者には、掲載号を3部、書評執筆者には2部、寄贈します。

13 論文の抜刷が必要な場合は、初校ゲラ送付時、指示してください。なお、実費を御負担いただきます。

14 投稿原稿の提出期限は、毎年度10月末とし、投稿原稿の審査結果は、毎年度の2月末までに通知します。

15 掲載原稿の転載は、原則として1年間のご遠慮下さい。また転載にあたっては必ず本学会の許可を得て下さい。

16 他誌との二重投稿はご遠慮ください。

17 原稿の送付先は本学会事務局とします。原稿投稿の際に、氏名・住所・メールアドレスを記載した連絡用紙(洋式自由)も同封してください。電子データは下記学会事務局のメールアドレスに送信してください。

附則 本規程は2017年6月刊行の『東アジア近代史』21号から適用するものとする。

(東アジア近代史学会機関誌編集委員会)

『東アジア近代史』刊行時期の年度内化について

会費未納者の退会規定、会計年度の明確化等にともない、『東アジア近代史』の刊行時期(奥付記載の刊行年月)を、従来の3月から6月に変更することが、総会で報告されました。具体的には下記の通りに移行します。

号数	発行時期と内容	予算措置	配布対象
----	---------	------	------

18号(通常)	2015年6月(3月31日付)	2015年度予算	2014年度会費納入者
19号(臨時)	2016年3月まで インドシナ戦争特集	2015年度予算	2015年度会費納入者
20号(通常)	2016年6月(6月付) 2015年度大会報告・投稿	2016年度予算	2016年度会費納入者
21号(通常)	2017年6月(6月付) 2016年度大会報告・投稿	2017年度予算	2017年度会費納入者

※ 臨時増刊号として19号を刊行し、2015年度予算で2号分刊行する。

※ 20号より発行時期を6月以降とする。

2014年度東アジア近代史学会 決算

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	1,650,218円	
会費	1,107,000円	
研究大会参加費	114,500円	
雑収入	60,048円	広池学園大会開催補助金、銀行利息
合計	2,931,766円	

支出の部

項目	金額	備考
機関誌発刊費	718,200円	第17号(380部)@1,890円(内税8%)
通信運搬費	199,895円	機関誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等
消耗品費	152,470円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	228,904円	事務局費
交通費	52,180円	交通費
振込手数料費	15,498円	会費等振込手数料費
学会負担金	6,000円	東洋学・アジア研究連絡協議会
次年度繰越金	1,558,619円	
合計	2,931,766円	

2015年度東アジア近代史学会 予算

収入の部

項目	金額	備考
前年度繰越金	1,558,619円	
会費	1,200,000円	
研究大会参加費	100,000円	会員@1000円 非会員1500円
合計	2,858,619円	

支出の部

項目	金額	備考
機関誌発刊費	680,400円	第18号(360部)@1,890円(内税8%)*2014年度発行
機関誌発刊費	680,400円	第19号(360部)@1,890円(内税8%)*2015年度発行
通信運搬費	240,000円	機関誌発送費、研究大会・研究例会等開催通知費等

消耗品費	160,000 円	研究大会・研究例会等配布資料費等
事務局費	120,000 円	事務局費
振込手数料費	15,000 円	会費等振込手数料費
交通費	60,000 円	研究会報告者交通費
予備費	901,819 円	
合 計	2,858,619 円	

新規入会員（2015 年 4 月～10 月）

下記の 9 名の方々の会員申請を理事会で承認しました（順不同、敬称略）。

榎谷祐一（高麗大学校韓国史学科）、益子醇三（神戸大学大学院）、佐々木雄一（東京大学大学院）、長瀬大樹（中京大学法学研究科）、原智弘（帝京大学）・小山俊樹（帝京大学）・荻恵里子（京都府立大学大学院）・青木雅浩（早稲田大学）、王麒銘（慶應義塾大学大学院）

入会のご案内と会費納入のお願い

本会に入会を希望される方は、入会申込書（下記事務局にご請求ください）または東アジア近代史学会のホームページの入会申し込みフォームに所定の事項をご記入の上、事務局までお送りください。年会費は 5000 円（大学院生・留学生は 3000 円）です。下記の口座にお振り込みください。会員の方で、会費未納の方は、機関誌刊行や会の運営上支障を来しますので、すみやかにご納入をお願い致します。

郵便振替口座 口座番号 00180-6-580867 口座名 東アジア近代史学会

ゆうちょ銀行：金融機関コード 9900 店番号 019 店名 019 店

預金種目：当座 口座番号：0580867 受取人名 ヒガシアジアキンダイシガツカイ

※所属大学の事務室を通してふりこまれる方は、個人名が不明の場合がありますので、お名前をメールでお伝えいただければ幸いです。

〔編集後記〕

ニューズレター 37 号をお届けいたします。今号は、6 月に開催されました第 20 回研究大会の特集記事が中心となっております。今年の大変充実した内容で、討論も内容の濃いものとなりました。来年の研究大会は、開催時期が例年と少し異なりますので、ご注意ください。

なお、今年の総会で承認、報告された規約の改定等、重要な情報が多数掲載されています。退会手続きや会誌の送付等、十分ご確認ください。（藤波）

「東アジア近代史学会会報」第 39 号 2015 年 10 月 31 日

発行 東アジア近代史学会 会長 井口和起

編集 東アジア近代史学会ニューズレター編集委員会（担当：藤波潔）

東アジア近代史学会事務局 事務局長 櫻井良樹

〒277-8686 千葉県柏市光ヶ丘 2-1-1 麗澤大学 櫻井研究室内 TEL 090-9315-8574

E-mail アドレス modern_east_asia_jm@hotmail.co.jp URL <http://www.jameah.gr.jp/>